

3月・4月は異動の
多い時期です

国民健康保険・ 後期高齢者医療制度のあれこれ

国民健康保険

【広報ID】1003549

1 届け出を忘れずに 就職・退職をする人へ

就職や退職などの異動が多くなるこの時期。新たに国民健康保険(以下「国保」といいます)に加入するときや、国保から他の健康保険に変わるときなどは、国保窓口★への届け出が必要です。

加入の届け出が遅れると、資格が発生した月までさかのぼって国保料が課税され、まとめて納めることになります。

また、国保から脱退する場合は、国保窓口へ届け出をしないと課税が続きます。届け出に必要な書類など詳しくは、健康保険課受付課係へお問い合わせください。

※転入・転入に伴う国保の加入・脱退の手続きは、住民票の異動の届け出の際に、市民登録課登録係に手続き内容を確認してください

任意継続が終了する人の国保加入の事前受け付け

他の健康保険の任意継続資格が終了し、4月1日(内)から市の国保に加入することが決まっている人は、事前に加入の届け出ができます。郵送でも届け出ができます。国民健康保険被保険者証は4月2日(金)から順次郵送します。

事前受付は3月15日(月)からです!

★国保窓口

- 健康保険課受付課係(本庁舎別館1階)
- 都南総合支所税務福祉係(津志田14)
- 玉山総合事務所健康福祉課(沈民学泉田)
- 各支所

届け出が必要な場合

●国保に加入するとき

- ・職場の健康保険などの資格がなくなった
- ・他の健康保険の被扶養者から外れた

【持ち物】①健康保険資格喪失証明書(職場で発行)

②本人確認書類

●国保から脱退するとき

- ・職場の健康保険などに加入した
- ・他の健康保険の被扶養者として認められた

【持ち物】①国民健康保険被保険者証 ②新しい保険証または健康保険資格取得証明書 ③本人確認書類

●学生の転出

市の国保加入者が進学のために転出した場合、引き続き市の保険証を使用することができます。

【持ち物】①国民健康保険被保険者証 ②在学証明書 ③本人確認書類



2 マイナンバーカードが健康保険証として利用できるように!

ぜひ登録を

3月下旬から、全ての健康保険においてマイナンバーカードが健康保険証として利用できます。

健康保険証として利用するためには、マイナポータルでの事前手続きが必要です。詳しくは、右の2次元コードで確認するか、健康保険課受付課係へお問い合わせください。なお、現在の保険証も引き続き利用できます。

詳しくはこちらから!



保険証としての利用の他にも

- ・手続きなしで限度額以上の医療費の一時的な支払いが不要になる
 - ・マイナポータルで、特定健診情報や薬剤の情報、医療費を確認できる
- また、医療費控除の確定申告が簡単にできるなどのメリットがあります! この機会にぜひ登録を!

3 「医療費等のお知らせ」が「年1回」に変わります!

より使いやすく

2カ月ごとに送付していた「医療費等のお知らせ」は、令和3年度から年1回となります。お知らせする内容も、1年間の受診分をまとめて記載します。送付対象者は、毎年11月30日時点で市の国保に加入している人です。

令和2年度まで

令和3年度から

送付時期	4月	6月	8月	10月	12月	1月
掲載内容	11~12月受診分	1~2月受診分	3~4月受診分	5~6月受診分	7~8月受診分	9~10月受診分
送付時期	毎年1月 年1回!					
掲載内容	前々年11月~前年10月受診分 ※令和2年11・12月受診分に限り、令和3年4月に送付します					

4 医療費の一部負担金の減免など

負担軽減

医療機関の窓口で支払う一部負担金は、減免が受けられることがあります。詳しくは、健康保険課給付係にお問い合わせください。

【対象】①災害や事業の休・廃止により取りやめが激減し、収入や預金が生生活保護基準より少ない人

②東日本大震災で被災した人

※①②以外の事情がある場合でも一部負担金助成の対象となる場合があります

国民健康保険の
問い合わせや届け出、相談は
健康保険課(市役所別館1階)へ

▶健康保険証・納税通知書・課税内容は 受付課係 ☎613-8437
▶保険給付・訪問保健指導は 給付係 ☎613-8436

※転入・転入に伴う国保の加入・脱退は
市民登録課登録係 ☎613-8309

後期高齢者医療制度の給付

75歳以上
一部65歳以上

【広報ID】1003614

75歳以上(一定の障がいがある人は65歳以上)の人が加入する健康保険が「後期高齢者医療制度」です。給付内容についてお知らせします。

医療費が高額になった

1カ月の医療費の合計額が自己負担限度額を超える場合、超えた分を高額療養費として支給します。後期高齢者医療制度に加入し、初めて高額療養費に該当した人には、診療月の約3カ月後に高額療養費支給申請書を送付します。

高額介護合算療養費の支給申請書を送付します

令和元年8月から令和2年7月までに支払った後期高齢者医療と介護保険の自己負担額※1の合計額が、右の表の限度額を500円以上超えた場合、超えた分を高額介護合算療養費として支給します。

支給対象者には、3月下旬(予定)に申請書類を送付しますので、忘れずに申請してください。

※1自己負担額には、入院時の食費や保険適用外の医療費等は含まれません。また、高額療養費や高額介護(予防)サービス費が支給された場合は、その額を差し引いた額となります

他にもいろいろな給付があります

●被保険者が亡くなった

後期高齢者医療制度の被保険者が亡くなったときは、葬祭を行った人(喪主)に、葬祭費として3万円支給します。

●後から払い戻す医療費

次のような場合、医療費はいったん全額負担することとなりますが、申請後、自己負担分を除いた額を療養費として支給します。

- ・医師の指示によりコルセットなどの治療用器具を作製した
- ・やむを得ない理由で、保険証を持たずに医療機関を受診した

一度申請書を提出すると、自己負担限度額を超えたときは自動的に指定の口座に振り込みをします。

自己負担限度額などについて詳しくは、健康保険課高齢者医療係までお問い合わせください。

表 所得区分ごとの負担割合と限度額(年額)

医療費負担割合	所得区分	後期高齢者医療+介護保険の限度額
3割	現役並み所得者Ⅱ※2	212万円
	現役並み所得者Ⅱ※2	141万円
	現役並み所得者Ⅰ※2	67万円
1割	一般※3	56万円
	低所得者Ⅱ※3	31万円
	低所得者Ⅰ※3	19万円

※2 現役並み所得者Ⅱ:住民税課税所得690万円以上/現役並み所得者Ⅱ:住民税課税所得380万円以上/現役並み所得者Ⅰ:住民税課税所得145万円以上
※3 一般:住民税課税世帯で医療費の負担割合が1割/低所得者Ⅱ:住民税非課税世帯で低所得者Ⅰ以外/低所得者Ⅰ:世帯全員の所得が0円

●緊急時の移送費用

医師の指示があり、緊急にやむを得ず重病者の入院・転院などの移送に費用がかかったときは、移送費を支給することがあります。

問い合わせ

▶高齢者医療係 ☎613-8439

屋外広告物の管理と点検が義務化されます

4月から

【問】景観政策課
☎601-5078
【広報ID】1034061

近年、屋外広告物の老朽化などにより倒壊・落下による被害が発生し、安全性の確保が全国的な問題となっています。このことから、市では、屋外広告物条例を改正し、4月から屋外広告物の「管理」と「点検」を義務化します。屋外広告物を設置している所有者の皆さんは、表のとおり管理と点検をお願いします。

- ▶管理義務:許可の要・不要を問わず、全ての屋外広告物の適正な維持管理が必要
 - ▶点検義務:許可の要・不要を問わず、全ての屋外広告物の経過年数や設置状況に応じた定期的な点検が必要
- ※許可対象の屋外広告物は、新規・更新申請時に、市ホームページまたは同課に備え付けの点検結果報告書の提出が必要

表 分類別の管理・点検義務など(○:必要、×:不要)

屋外広告物の分類	管理義務	点検義務	点検結果提出	有資格者の点検
許可不要で設置可能な屋外広告物	○	○	×	×
許可対象の屋外広告物(高さ4m以下または表示面積10平方m以下)	○	○	○	×
許可対象の屋外広告物(高さ4m超、かつ表示面積10平方m超)	○	○	○	○

点検者の資格
・建築士
・職業訓練指導員免許(広告美術科)所持者
・屋外広告士
・屋外広告物点検技能講習の修了者

相続贈与についての悩み・疑問をお聞かせください

相続発生前にできること、相続発生後にやるべきことをご提案しあなたの相続を解決へと導きます。

「相続・贈与相談センター」では相続士、弁護士、司法書士、不動産鑑定士等、各種専門家がネットワークを組んで、お客様の相続に関わる問題を解決しています。

相続・贈与相談センター® 運営会社: 佐藤税理士法人

無料相談会実施中!

ご予約はこちら⇒

TEL019-656-4600

あたたかいグループが支える地域の介護

盛岡市 1~8
遠野市 9
北上市 10
岩手県

グループ全20事業

3区メデケア本社 盛岡市北館町1丁目6-8 TEL.019-601-5862